

兵庫県内の飲食事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三**新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る  
飲食店等に対する営業時間短縮の要請について**

本日、兵庫県は、新型コロナウイルスに関する緊急事態措置実施区域に追加されました。年初以来、県内の新規感染者数は増加しており、医療体制も非常に厳しい状況となっています。

県では、一刻も早くこの事態を収束させるため、下記の通り、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、営業時間の短縮を要請します。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

## 記

## 1 対象施設

種類	施設	要請内容
飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間は5時から20時まで、酒類提供は11時から19時まで</li> <li>・業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底</li> </ul>
遊興施設 ※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス 等	

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示すること

「感染防止対策宣言ポスター」は県ホームページより入手してください。

兵庫県 感染防止対策宣言ポスター で検索

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/sengenposter.html>

## 2 実施期間

令和3年1月14日（木）0時から2月7日（日）24時まで

## 3 要請対象地域

兵庫県全域

## 4 時間短縮営業への協力金

1日あたり6万円/店舗×時短営業日数（詳細別紙）

## お問い合わせ先

◆営業時間短縮・協力金コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 8 4 4

受付時間：平日 午前9時～午後5時

◆県ホームページ [兵庫県 時短 協力金](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html) で検索

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai\\_taisho.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html)

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給について(令和3年1月13日)

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の要請に応じて、営業時間の短縮(以下、「時短営業」といいます。)にご協力いただいた事業者の皆様に対し、協力金を支給します。

## 1 対象者

県の要請に応じて時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者

## 2 支給要件

県が要請する全ての期間において、時短営業(休業を含む)をしていただいた店舗単位に支給します。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。

## 3 支給額

	(1) 県による要請	(2) 緊急事態宣言に基づく緊急事態措置
要請期間	R3.1.12(火)～R3.1.13(水)	R3.1.14(木)～R3.2.7(日)
対象施設	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の「接待を伴う飲食店(キャバレー、スナック等)」「酒類の提供を行う飲食店等(バー、ナイトクラブ、カラオケ店、居酒屋等)」	県内全域の、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※酒類の提供を行う飲食店に限定しない
支給要件	通常午後9時以降も営業している対象施設が、営業時間を午前5時から午後9時までに短縮した場合に支給	通常午後8時以降も営業している対象施設が、営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)に短縮した場合に支給
支給額	1日あたり4万円/店舗×時短営業日数	1日あたり6万円/店舗×時短営業日数

※特別な事情で1月14日から時短営業を開始できない場合は、遅くとも1月18日から時短営業を開始すれば対象とします。

## 4 申請に係る必要書類

- ①申請書
- ②運転免許証等申請者本人確認書類の写し
- ③通帳の写し(表紙と見開き1ページ目)

### 【時短営業施設・営業実態が確認できる書類】

- ④確定申告書又は税務署への開業届(法人の場合は法人設立届出書)の写し  
※時短営業要請期間開始日の前日までに開業した店舗が対象
- ⑤食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可の写し
- ⑥従来の営業時間が分かる書類(店舗HP・ショップカード・パンフレットの写し、店内表示の写真など)
- ⑦店頭掲示又は店舗HPに掲示した時短営業告知文の写真又は写し
- ⑧屋号が確認できる店舗の外観及び内観写真
- ⑨感染防止対策宣言ポスターを店頭に掲示していることが確認できる写真

<1.12～1.13の時短要請に係る神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の酒類を提供する飲食店等のみ⑩も必要>

- ⑩酒類を提供していることが分かる書類(メニュー表・お品書きの写真、酒類の納品書・請求書など)

## 5 支給時期・申請方法

要請期間が終了した2月8日以降、受付を開始しますが、具体的な受付時期・申請方法は追って県ホームページ等でお知らせします。